

第百五條 本組合費ハ如何ナル場合トモ及ニ返戻セズ

（附）

第百六條 本組合ノ概算十箇年ノ左ノ五箇年ノ一連台算年ニ理事會ニ五箇年總算

第百七條 組合費ハ各會員ノ以テ組織ニ必要ナル者毎一面賠償ノ理事會ニ之ヲ召集ス

第百八條 但シ理事會ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時總會ヲ開會スルコトヲ得

第百九條 理事會ハ理事ヲ以テ組織シ總會ニ以テ新舊會ニ之ヲ執行

第百十條 但シ理事ノ一方ノ以テ必要ト認メタル時ハ臨時總會ヲ開會スルコトヲ得

第百十一條 臨時總會ハ各支所ノ理事ヲ以テ組織シ理事會ハ決議ニ依リ理事長ノ名ヲ以テ之ヲ召集ス

第百十二條 但シ臨時總會ノ一方ノ以テ必要ト認メタル時ハ臨時總會ヲ開會スルコトヲ得

第百十三條 本組合ニ於テ役員ヲ置クハ理事長一名 二理事 若干名 三會計一名

第百十四條

第百十五條

第百十六條

第百十七條

第百十八條

第百十九條

第百二十條

第百二十一條

第百二十二條

理事長ハ理事會中ヨリ選出スルコトニシテ右條ノ以テ之ヲ召集スルコトヲ得
理事長ハ右支所ヨリ選出シ支所員數五ノ名迄一ノ名トス五
十名以上百名迄三ノ名トシ百名以上ハ百名ヲ増ス途ニ一
名ヲ選出スルモノトス
會計ハ理事會中ヨリ選出シ擔任トス
會計此並後ハ組合總會ニ於テ選出シ會計監督屬吏トスル
モノトス
書記ハ理事會中ヨリ選出スルモノトス
理事ハ右支所ノ組合員十名ニ一ノ名ノ割合ヲ以テ選出スル
モノトス又但シ支所ノ新設ハ支所ノ任員トス
本組合會計ハ毎年定期總會ニ其算表ヲ公表シ承認ヲ受ケ
ルコト
本組合ノ事業費ハ總テ組合新設ヨリ支弁ス
本組合ノ新設ハ左ノ二價目ヨリ徴ス
一組合新設ノ新有ニ屬スル財產及事業費ヨリ五ノ七收入
ハ組合本部ニ屬ス